

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	PerfectMembrane-XL, NC
コンポーネント名	
商品コード	GHC社 商品コード:B351-10
供給者の会社名称	フナコシ株式会社
住所	東京都文京区本郷2-9-7
担当部門	コンプライアンス管理部
電話番号	03-5684-5107
FAX番号	03-5802-5218
推奨用途及び使用上の制限	研究用試薬
整理番号	OTH0208V02 (2024/4/1)

### 2. 危険有害性の要約(以下、SDSは単一物質としての評価に基づき作成)

#### 化学品のGHS分類

物理化学的危険性	爆発物 等級1.1
健康有害性	特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻醉作用) 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

#### GHSラベル要素

##### 絵表示



#### 注意喚起語

#### 危険有害性情報

#### 危険

H201 爆発物:大量爆発危険性

H336 眠気又はめまいのおそれ

#### 注意書き

#### 安全対策

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)

湿らせておくこと。(P230)

他の容器に移し替えないこと。(P234)

粉碎、衝撃、摩擦のような取扱いをしないこと。(P250)

粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。(P261)

屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

吸入した場合、気分が悪いときは医師に連絡すること。(P304+P312)

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)

火災の場合、爆発の危険性があるため、区域から退避させ、炎が爆発物に届いたら消火活動をしないこと。(P370+P372+P380+P373)

国、都道府県、市町村の規則に従って保管すること。(P401)

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)

施錠して保管すること。(P405)

#### 応急措置

内容物や容器を、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

#### 保管

#### 他の危険有害性

重要な徴候及び想定される非常事態の概要

### 3. 組成及び成分情報

#### 化学物質・混合物の区別

#### 混合物

#### 化学名又は一般名

ニトロセルローズ<ニトロセルロース>

#### CAS番号

9004-70-0

#### 濃度又は濃度範囲

1%超

#### 化学式

(8)-176

#### 化審法官報公示番号

安衛法官報公示番号  
分類に寄与する不純物及び安 定化添加物  
データなし

以下、該当する単一成分のSDSを記載する。

#### 4. 応急措置

吸入した場合	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合	水と石鹼で洗うこと。 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。
眼に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。 眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	眼：充血。粉末を多量に吸い込むと、内臓障害を起こす。
応急措置をする者の保護	データなし
医師に対する特別な注意事項	データなし

#### 5. 火災時の措置

適切な消火剤	水噴霧、泡消火剤、乾燥砂類。
使ってはならない消火剤	棒状注水、炭酸ガス、粉末消火剤、ハロゲン化物。
特有の危険有害性	熱、衝撃、摩擦、及び静電気により爆発するおそれがある。 ニトロ化の程度(窒素量)、希釈剤の有無によって、爆発性、発火性が大きく異なるので留意すること。
特有の消火方法	区域より退避させること。 消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
消防を行う者の保護	炎が火薬類に届いたら退避すること。

#### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外の立入りを禁止する。 一般の人を現場が見えなくなる地点まで移動させ、窓から離れさせる。 環境中に放出してはならない。
環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法及び機材	漏れた液やこぼれた液を、ふた付きの容器にできる限り集め、残留分を、注意深く集める。 漏洩物の除去や廃棄処理は専門家の指示による。 危険でなければ漏れを止める。湿らせておくこと。
二次災害の防止策	全ての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。

#### 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い 技術的対策	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
安全取扱注意事項	法規による許可を受けていないものは取扱い禁止。 火薬類取締法の規制に従う。 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。 粉碎、衝撃、摩擦のような乱暴な取扱いをしないこと。 粉じん、ヒューム、蒸気、スプレーの吸入を避けること。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
接触回避 衛生対策	「10. 安定性及び反応性」を参照。 取扱い後はよく眼と手を洗うこと。
保管	

**安全な保管条件**

保管場所には危険物を貯蔵し、又は取扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。  
 保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、屋根とはりを不燃材料で作り、床は、危険物や水が浸透しない構造とする。  
 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。禁煙。  
 火薬類取締法の規制に従う。  
 乾燥により爆発危険性が増す場合、製造又は運転プロセスに必要な場合を除き、適切な物質にて湿らせて保管すること。  
 酸化剤、塩基及び酸から離して保管する。  
 冷所、換気の良い場所で密閉して保管すること。  
 施錠して保管すること。

**安全な容器包装材料**

火薬類取締法、消防法及び国連輸送で規定された包装材料を使用する。

**8. ばく露防止及び保護措置**

管理濃度	未設定
許容濃度(産衛学会)	未設定
許容濃度(ACGIH)	未設定
設備対策	取り扱いの場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。 作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置すること。
保護具	
呼吸用保護具	適切な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具	適切な保護手袋を着用すること。
眼、顔面の保護具	適切な保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用すること。
皮膚及び身体の保護具	適切な保護衣、保護面を着用すること。

**9. 物理的及び化学的性質**

物理状態	固体
色	白色
臭い	無臭
融点／凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸騰範囲	データなし
可燃性	データなし
爆発下限界及び上限界／可燃限界	データなし
引火点	13°C
自然発火点	160～170°C
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	データなし
溶解度	水: $1.00 \times 10^6$ mg/L
n-オクタノール／水分配係数 (log値)	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	1.54 (20°C) (nitrogen content 11.5%)
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

**10. 安定性及び反応性**

反応性	酸化剤、塩基、酸と反応する。
化学的安定性	法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。
危険有害反応可能性	乾燥すると自然発火する。 燃焼すると急速に分解し、窒素酸化物を生成し、火災や爆発の危険をもたらす。
避けるべき条件	乾燥、燃焼。
混触危険物質	アルミニウム、塩素酸ナトリウム、過酸化水素、過酸化ベンゾイル、ナトリウム。酸化剤、塩基、酸。
使用、保管、加熱の結果生じる危険有害な分解生成物	窒素酸化物。

## その他

窒素含有量の高いものは爆発する。

## 11. 有害性情報

## 急性毒性

経口	ラットのLD50 > 5000mg/kg (PATTY 5th(2001))に基づき区分外とした。なお、ヒトの想定致死量が500~5000mg/kgとの記載(HSDB(2003))もある。
経皮	データなし
吸入	データなし
皮膚腐食性／刺激性	データなし
眼に対する重篤な損傷性／眼 刺激性	データなし
呼吸器感作性	データなし
皮膚感作性	データ不足のため分類できない。なお、アレルギーを持たない1人の男性が足に怪我をして本物質を浸したリントで包んだところ、12日後に包んだ下の皮膚に紅斑、水疱及び落屑を生じたが、閉塞適用が感作性を起こし得ることを示唆するものである述べられている(PATTY 5th(2001))。
生殖細胞変異原性	データなし
発がん性	データ不足のため分類できない。なお、プラスティック生産工場の労働者を対象としたケース・コントロール研究(PATTY 5th(2001))において、直腸がんと本物質ばく露との関連の可能性が確認され、さらに調査を継続するに値する結果であったことが報告されている。
生殖毒性	データなし
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	経口摂取による中毒は、発現が速く持続時間が短いことを除きエタノールと類似しており(HSDB(2003))、吸入した場合はめまい、多幸感、中枢神経系の抑制、又は、呼吸困難、意識喪失を起こす可能性があるとの記載(HSDB(2003))に基づき、区分3(麻酔作用)とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	データなし
誤えん有害性	データなし

## 12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)	藻類( <i>Pseudokirchneriella subcapitata</i> )での96時間EC50 = 579000ug/L (AQUIRE(2010))であることから、区分外とした。
水生環境有害性 長期(慢性)	急性毒性区分外であり、難水溶性ではない(水溶解度 = 1000000mg/L (PHYSPROPDB.(2009)))ことから、区分外とした。
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていないため。

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	本品を廃棄する際には、国、都道府県並びにその地方の法規、条例に従うこと。廃棄処理中に危険が及ばないよう十分注意すること。
汚染容器及び包装	関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

## 14. 輸送上の注意

## 国際規制

海上規制情報	IMOの規定に従う。
UN No.	3270
Proper Shipping Name	NITROCELLULOSE MEMBRANE FILTERS
Class	4.1
Sub Risk	
Packing Group	II
Marine Pollutant	Not Applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II, and the IBC code.	Not Applicable

航空規制情報	ICAO／IATAの規定に従う。
UN No.	3270
Proper Shipping Name	NITROCELLULOSE MEMBRANE FILTERS
Class	4.1
Sub Risk	
Packing Group	II
国内規制	
陸上規制情報	該当しない。
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	3270
品名	ニトロセルロース製メンブランフィルター
国連分類	4.1
副次危険	
容器等級	II
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及び IBCコードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	3270
品名	ニトロセルロース製メンブランフィルター
国連分類	4.1
副次危険	
等級	II
特別の安全対策	
緊急時応急措置指針番号	133

**15. 適用法令**

労働安全衛生法	<p>名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)【第424号 ニトロセルローズ】  <b>ニトロセルローズ&lt;ニトロセルロース&gt;</b>          含有する製剤その他の物(施行令第18条の2第2号、安衛則第34条の2別表第2)</p> <p>名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)【第424号 ニトロセルローズ】  <b>ニトロセルローズ&lt;ニトロセルロース&gt;</b>          含有する製剤その他の物また、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物(次の各号のいずれかに該当するものを除く。)を除く。1号 令別表第1に掲げる危険物 2号 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物 3号 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの(施行令第18条第2号、安衛則第30条別表第2)</p> <p>危険物・爆発性の物(施行令別表第1第1号)【1の1 ニトロセルローズ】  <b>ニトロセルローズ&lt;ニトロセルロース&gt;</b></p>
消防法	<p>第5類自己反応性物質、硝酸エステル類(法第2条第7項危険物別表第1・第5類)【2 硝酸エステル類】          硝酸エステル類又はこれを含有する固体又は液体であつて、危険物政令第1条の7で定める試験において爆発の危険性又は加熱分解の激しさを示すもの(法別表第1第5類11・備考18)。</p>
水質汚濁防止法	有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)【26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物】
水道法	有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)【11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素】

航空法 可燃性物質類・可燃性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)  
【【国連番号】3270 ニトロセルロース製メンブランフィルター】  
窒素量が12.6質量%以下のもの

船舶安全法 可燃性物質類・可燃性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)【【国連番号】3270 ニトロセルロース製メンブランフィルター】  
ニトロセルロースの窒素量が12.6質量%を超えないもの

## 16. その他の情報

### 参考文献

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイド  
日本ケミカルデータベース ezCRIC+  
安全衛生情報センター GHS対応モデルSDS  
国際化学物質安全性カード(ICSC)日本語版  
化学物質総合情報提供システム(CHRIP)

### その他

- ◆危険・有害性の評価は必ずしも十分でないので、取扱いには十分注意して下さい。
- ◆本データシートは情報を提供するもので、記載内容を保証するものではありません。
- ◆表記の試験研究用試薬以外に本データシートを適用しないで下さい。
- ◆輸送中、保管中、廃棄後も含めて、内容物や容器が、製品知識を有しない者の手に触れぬよう、厳重に注意して下さい。